

## Ariba 注文書条件

1. 本注文書に基づき注文する対象製品に適用される既存契約又は約款（以下、総称して「締結契約」といい、見積書に提示された取引条件等、当社が同意していない内容は除きます）があり、本注文書と締結契約の内容が抵触する場合には、本注文書第 9 条を除き締結契約の規定が優先して適用されるものとし、その他の場合は、本注文書の規定が適用されます。なお、締結契約及び本注文書（以下併せて「本注文」といいます）と異なる内容の意思表示をする場合、及び本注文の内容に条件を追加する場合は直ちにその旨を当社に通知し、同意を得るものとします。当社が書面で同意した場合を除き、当該異なる内容及び追加された条件は効力を発しません。
2. 本注文金額に消費税は含まれておりません。支払日には法定税率による消費税及び地方消費税額を加算（1 円未満切り捨て）してお支払い致します
3. 検収をもって物品又は物件の引渡完了と致します（下請法対象取引の場合、検査完了日は、納入後営業日 5 日以内とし、支払条件の締切日は、納期（納品日）を基準とします）
4. 検査を貴社に委任する場合、別途検査基準書をお渡しいたします（尚、この場合下請法対象取引については納品をもって引渡完了とします）
5. 納品書等を発行する場合は、必ず注文 No.・品目コード（有る場合のみ）を記入ください
6. 本注文書に対し発行日より 7 日以内の異議申出がなき場合は、本内容により確定したものと取り扱います
7. 本注文書の納期、数量のお問い合わせは三井化学間接材購買支援センターまでお願いします
8.
  - ① 貴社は、納入した物品又は物件（以下「本品」といいます）が本注文（仕様書を含む、以下同じ）に適合することを当社に保証します。
  - ② 本品の納入日から 10 年以内で、かつ当社が本品について本注文との不適合を知ったときから 12 ヶ月以内に、本品の品質不良、変質、性能劣化、数量不足その他の本注文との不適合について貴社に通知したときは、貴社は、当社の指示に従い、代替品の納入、代金の減額、本品の修理、不足分の引渡又は当社が修理に要した費用の負担をするものとします。また当社は、これらの方法では契約の目的を達成できないと当社が合理的に認める場合は本品にかかる本注文の全部又は一部を解除することができます。また貴社は、当該代替品納入、代金減額、修理、本注文の契約解除に代え、或いはこれと共に当該本注文との不適合により当社が被った損害を、当社に賠償するものとします。なお、貴社が当社に賠償すべき損害の範囲及び賠償額について、両者誠意をもって協議するものとします。
  - ③ 本品に知的財産にかかる問題が発生した場合、貴社は、貴社の負担と責任において当該問題を解決するとともに、当該問題から当社を免責するものとします。

9. 下請対象取引の場合、前条は適用されず、以下の規定によります。
- ① 貴社は、納入した物品又は物件（以下「本品」といいます）が本注文（仕様書を含む、以下同じ）に適合することを当社に保証します。
  - ② 本品の品質不良、変質、性能劣化、数量不足その他本注文との不適合が明らかとなり、かつ当該本注文との不適合が貴社の責に帰すべき事由により発生した場合、貴社は、その時点で有効な下請法の定めに従い、当社に対して以下の義務を負うものとします。
    - (1) 当社が貴社から本品の納入を受けたときから6ヵ月以内に限り、貴社は、当社の指示に従い、貴社の負担における当該本品の返品に応じるものとします。但し、当社が本品のユーザーに対し6ヵ月を超える品質保証期間を定めている場合においては、貴社は、その保証期間に応じて最長1年間、返品に応じるものとします。
    - (2) 当社が貴社から本品の納入を受けたときから12ヵ月以内に限り、貴社は、当社の指示に従い、貴社の負担における当該本品のやり直しに応じるものとします。但し、当社が本品のユーザーに対し12ヵ月を超える品質保証期間を定めている場合において、当該期間に応じた品質保証期間を当社と貴社の間で別途定めるときは、貴社は、当該品質保証期間、やり直しに応じるものとします。
    - (3) 前二号と合わせて、貴社は、当該本注文との不適合により当社が被った損害の賠償を当社に賠償するものとします。なお、貴社が当社に賠償すべき損害の範囲及び賠償額について、両者誠意をもって協議するものとします。
10. 別途取り決めた受渡条件がない場合は、本注文の受渡条件は、物品については指定場所届込渡、サービスについては役務完了渡を標準とします。